

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年10月16日

京都市中京区長 臼山 広宣

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
名和 竜平	京都市中京区壬生御所ノ内町 21番地3	実態調査に基づく職権消除	令和8年10月 8日

(中京区役所市民総合窓口室)